

ねんきん 通信

国民年金保険料を納めましょう！

国民年金は20歳から60歳までの国民が原則全員加入し、保険料を出し合って安心を支えあう制度です。あなたが年金を受け取るため、また、みんなが年金のある安心した生活を送るためにも、保険料の納付は欠かせません。

保険料を納め忘れてしまうと、事故や病気で障害を負っても障害基礎年金が受けられません。また、将来受ける老齢基礎年金も減額されたり、受給資格期間が満たせず受け取れなかったりする場合があります。

国民年金保険料をきっちりしっかり納めることが、日々の生活における安心につながります。保険料を納めることのできる取扱窓口は身近なところにたくさんあります。今日は、国民年金保険料の納付方法についてお知らせします！

◆**現金で！** 社会保険事務所から送られる納付書と現金を各窓口にご持参のうえ、納付することができます。

- 郵便局、金融機関（信用金庫、農協、銀行など）
- 社会保険事務所
- コンビニエンスストア（一部店舗を除きます）

◆**口座から！** 各金融機関及び郵便局からの口座振替をご利用になると、保険料の納め忘れがなくなり、たいへん便利です。さらに、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割制度」をご利用になれば、定額保険料（毎月納付）が50円（平成18年度）割引になります。

お申し込みは、納付書に同封されている「口座振替納付申出書」に必要事項を記載し、納付書と預貯金通帳及び届出印をお持ちになって、各金融機関、役場窓口、社会保険事務所で行ってください。

◆**パソコンから！** 金融機関のインターネットバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することができます。次の準備が必要となります。

- 利用予定金融機関とのインターネットバンキング契約

- インターネットに接続されたパソコン
- 国民年金保険料納付書

◆**携帯電話、固定電話から！** 金融機関のモバイルバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することができます。次の準備が必要となります。

- 利用予定金融機関とのモバイルバンキング契約
- モバイルバンキング利用可能な携帯電話、固定電話
- 国民年金保険料納付書

※各バンキングサービスについては、一部金融機関で利用できない場合があります。ご利用予定の金融機関にご確認ください。

以前、市町村役場でしか納付できなかった国民年金保険料ですが、現在では、いろいろな方法で納付が可能となっております。家に居ながらにして納付することもできます！皆さんの生活スタイルに合った方法で、きっちりしっかり納付くださいますようお願いいたします！

また、経済的な事情などにより、納付が困難な場合は、役場窓口又は各社会保険事務所へご相談ください。

新しい免除制度をご利用ください！

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度をご利用ください！免除制度の承認を受けると、老齢時に支給される老齢年金を受給するための期間（受給資格期間：原則最低25年）に算入されますし、万が一の事故や不幸にあったときなどの障害年金や遺族年金も支給されます。平成18年7月からは、みなさんの保険料負担能力に、よきめ細かく対応するため、国民年金の免除制度が4段階になります。これを「多段階免除制度」といいます。

免除種類	所得基準額	月額保険料(18年度)	国民年金受給資格期間	老齢基礎年金受給時	障害・遺族基礎年金受給資格	追納期間
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円	0円	算入されます。	年金額に3分の1が反映	保険料納付済期間と同じ扱いです。	10年以内 保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算がつきます。
4分の3免除(H18.7実施)	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)	3,470円		年金額に2分の1が反映		
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)	6,930円		年金額に3分の2が反映		
4分の1免除(H18.7実施)	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)	10,400円		年金額に6分の5が反映		

扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円

詳しくは

町民課保健福祉グループ
☎5-1111 (内線158)



お悔やみ申し上げます
高橋 弘一さん(89歳) 字間塞別
松木 慶一さん(83歳) 1条北1

戸籍の窓

5月

社会福祉に
「香典返しの一部」
松木 文子さん(夫) 1条北1
〔ご厚志〕
松井 元年さん

ご寄付ありがとうございます
ごさいます

5月